

平成20年3月に策定した「大阪市特定健康診査等実施計画」について、国実施基準の一部改正に伴い、次のとおり改正します。

1 改正の概要

特定健康診査の対象者の年齢上限について「当該年度に74歳の年齢に達する者」から「75歳未満の者」に改正します。

2 改正時期

平成21年4月1日

3 改正部分の新旧対照表

・大阪市特定健康診査等実施計画（抜粋）

改正前	改正後
(P 1 8) 第5 特定健康診査の実施方法 2 対象者 大阪市国民健康保険被保険者のうち、 実施年度中に40～74歳となる方を対 象に年1回実施します。 (略)	(P 1 8) 第5 特定健康診査の実施方法 2 対象者 大阪市国民健康保険被保険者のうち、 実施年度中に40～75歳となる方(7 5歳未満の方に限る。)を対象に年1回 実施します。 (略)

4 改正にかかる国実施基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準

(平成19年厚生労働省令第157号：改正前省令)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/pdf/info02_03.pdf

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

(平成20年厚生労働省令第159号：改正省令)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/pdf/info02a-1.pdf>